

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、町職員が業務上で ChatGPT をはじめとする生成型 AI(以下、「生成 AI」)を利用する際、留意すべき事項を示すものです。生成 AI は業務改善や新規アイデア創出に有用な一方、入力データや生成物の扱い方次第で法令違反や権利侵害を招く恐れがあります。本ガイドラインを熟読し、生成 AI を適切かつ有益に活用してください。

2. 対象とする生成 AI

本ガイドラインは、主として大規模言語モデル(LLM)を構成要素とするテキスト生成 AI を対象とします。画像、動画、音声等を生成する AI や、より高度なタスクを実行する AI (AI エージェント等)については、今後の技術動向や利用状況を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの改訂や別途の指針を検討します。

3. 利用禁止対象業務

本町では以下の用途・業務での生成 AI 利用を禁止します。

- (1) 行政サービスの公平性・公正性・透明性の確保が求められる業務。
- (2) 後述の機密性2、機密性3に該当する情報。

ただし、セキュリティ対策及びデータの取扱いについて、当町と生成 AI サービス事業者との間で個別契約を締結した「個別契約型」に該当するサービス(本町においては、有償版ライセンスを適用した Microsoft 365 Copilot 及び QommonsAI を指す。)は、機密性2の情報を取り扱うことができるものとする。

● 機密性3

行政事務で取り扱う情報資産のうち、以下の秘密文書に相当する機密性を要する情報。

- 漏えいした場合、国や自治体の安全、住民の生命・財産等に極めて重大な損害を与える可能性のある情報。(例: 首長・議会への極秘答申、重大事件捜査情報等)
- 漏えいした場合、組織の運営や住民の権利・プライバシー等に重大な損害を与える可能性のある情報。(例: 住民基本台帳情報、税情報、要配慮個人情報、未公開の重要政策情報等)
- 漏えいした場合、組織の業務や信用等に損害を与える可能性のある情報。(例: 職員情報、外部非公開の財務情報等)

- 機密性2
行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報。(例:庁内検討中の資料、会議の配付資料、議事メモ、庁内の連絡文、照会・回答の取りまとめ等)
- 機密性1
機密性2又は機密性3の情報資産以外の情報。(例:本町の公式サイトに掲載している行政情報、観光案内、例規集で公開している条例や規則、公表済みの計画、住民向けの各種手続き、公表済みの統計情報等)

4. 生成 AI の構造

生成 AI は「ユーザがデータを入力し、AI が処理を行い、生成物を出力する」という基本構造を有します。この際、「データの入力」と「生成物の利用」それぞれに注意が必要です。

5. データ入力時の注意事項

生成 AI への入力データには様々な種類がありますが、特に知的財産権や法令遵守、秘密保持の観点から、以下の場合に注意が必要です。

(1) 第三者が著作権を有するデータ(他者が作成した文章、画像など)

他者の著作物を生成 AI に「入力する」行為自体は、通常、著作権侵害には該当しません。しかし、生成 AI が既存著作物と同一・類似する生成物を出力した場合、それを複製・配信等で利用すると著作権侵害の可能性があります。特定の著作物や作品名、作者名を直接プロンプトに入力することは避けてください。必要な場合は権利処理や確認を行ってください。

(2) 登録商標・意匠(ロゴ、デザイン等)

商標・意匠が登録されたロゴやデザインを入力する行為自体は違法ではありません。ただし、生成物が特定の商標・意匠と同一または類似し、商用利用する場合は権利侵害が生じる可能性があります。利用時には既存商標・意匠の類似性調査を行ってください。

(3) 著名人の顔写真や氏名

著名人の写真や氏名を入力すること自体はパブリシティ権侵害に直ちには該当しません。ただし、生成物(画像・テキスト)を商用利用する場合、著名人の氏名・

肖像等の利用はパブリシティ権侵害を生む恐れがあります。利用時には注意してください。

(4) 個人情報等

個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、性別、顔写真、映像、音声等、それ単体で個人が特定できるデータ)、特定個人情報(マイナンバー)、要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の履歴等)は一切入力しないでください。

(5) 他社から秘密保持義務を課されている情報(NDA 対象情報)

秘密保持契約(NDA)で守られる情報を外部の生成 AI に入力することは、第三者開示となり、NDA 違反の可能性があります。取り扱いについて十分留意してください。

(6) 自組織の機密情報

自組織の未公開戦略、計画、独自ノウハウなどは機密情報に該当します。「3. 利用禁止対象業務」を参照し、利用が禁止されている情報は一切入力しないでください。

6. 生成物利用時の注意事項

生成 AI から得られる出力は、信憑性、法的性質、権利関係などさまざまなリスクを内包しています。

(1) 生成物に虚偽や不正確な情報が含まれる可能性

生成 AI は統計的な言語予測により「もっともらしい」文を出力しますが、内容が必ず正しいとは限りません。公的資料や根拠データに基づいて、生成物の内容を必ず裏付け・検証してください。

(2) 生成物による他者権利侵害の可能性

① 著作権侵害

生成物が既存の著作物と酷似する場合、そのまま利用(配信、公開、印刷等)すると著作権侵害になる可能性があります。特定の著者・作品に依存するようなプロンプトは避け、生成物の公開前に既存著作物との類似性を確認してください。

② 商標権・意匠権侵害

生成 AI が出力したロゴ、キャッチコピー、デザイン等を商品や広告に転用する場合、既存の商標や意匠権を侵害する可能性があります。商用利用前には、既存商標・意匠を調査してください。

③ 名誉毀損、信用毀損や個人情報保護法違反

生成 AI が虚偽の個人情報や他者を誹謗する内容を生成する可能性があります。虚偽情報を第三者へ提供したり、拡散する行為は名誉毀損や個人情報保護法違反となり得るため、慎重に取り扱ってください。

(3) 生成物に著作権が発生しない可能性

生成 AI の出力物は必ずしも著作権保護対象とは限りません。独自の創造性が求められる場面では、生成物を下敷きに加筆・修正し、人間による創作的寄与を加えることで、著作権保護が期待できるケースもあります。

(4) 利用規約・サービスポリシーへの準拠

各生成 AI サービスは独自の利用規約・ポリシーを設けています。法令上の問題に加え、サービス提供者の定める規約にも必ず従ってください。商用利用や二次利用、特定領域での活用において、利用規約上制限がないか常に確認してください。